

事業者向け

※裏表紙には
支援給付金の概要を掲載!

田辺市雇用維持支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業等や事業活動の縮小により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して補助金を支給します。

対象者

- ◇国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた方
- ◇市内に住所及び事業所を有する個人事業主、又は本店若しくは支店を市内に住居登録された法人
- ◇市税を完納している方
- ※補助金額の算定は令和2年4月1日～6月30日の間に係る休業等が対象となります。

補助額

国の「雇用調整助成金」の算定根拠となった基準賃金額の10分の1以内(上限925円)

× 従業員(田辺市民)の月間休業等延日数

※1事業者上限額15万円

申込み

交付申請書と添付資料を下記へ提出してください。(郵送可)
補助金の詳細については、田辺市雇用維持支援補助金交付要綱及び申請要領をご確認ください。交付要綱、申請要領及び申請書は商工振興課の窓口及びホームページから取得できます。



田辺市利子補給金制度

日本政策金融公庫の融資制度のうち、下記の融資制度を利用された方に支払った利子の一部を補助します。

融資制度	新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経融資	新型コロナウイルス対策生活衛生改善貸付
利子補給率	1.91%以内	0.31%以内 (国の利子補給金を受けている場合は対象外)	
対象期間	3年間(借入期間の範囲内)		
申請手続	当該年度の利子支払終了後(3月末頃)に申請(年度ごとに申請が必要)		

申請受付・問合せ

申請は商工振興課又は各行政局産業建設課(17ページ参照)で受け付けています。制度に関することは、商工振興課へお問い合わせください。
◇商工振興課(庁舎別館3階)
〒646-8545 新屋敷町1番地
☎0739(26)9970 / ☎0739(22)9898
□http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/index.html



**新型コロナウイルス感染症に係る
主な給付金及び補助金のご案内**

個人・世帯向け

特別定額給付金

【給付金について】

①基準日(令和2年4月27日)において、市の住民基本台帳に記録されている方

■受給権者 対象者の属する世帯の世帯主

■支給額 世帯構成員1人につき10万円

■申請方法

◇郵送申請

市から郵送された申請書に振込先口座情報(原則本人名義)を記入の上、本人確認書類、振込先口座の確認書類(水道料金引落等に使用している受給権者名義の口座である場合は不要)を添付し返送する。

◇オンライン申請

「マイナポータル」にて、世帯主、世帯員の情報及び振込先口座情報(原則本人名義)を入力し、振込先口座情報の確認書類を添付し申請する。

■申請期間 令和2年8月20日まで

申請について、ご不明なことや申請困難な事情がある場合は、下記へご連絡ください。

②特別定額給付金事業実施本部

☎0739(33)9083

☎0739(22)5377

【特別定額給付金に便乗した詐欺にご注意を】

特別定額給付金に便乗し、「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」を目的とした不審な電話やメールが発生しています。

市職員がATM(現金自動預払機)の操作をお願いしたり、特別定額給付金の受給のために手数料の振込みを求めたりすることはありません。おかしいなと思った場合は、ご相談ください。

③自治振興課 市民生活係

☎0739(26)9911

◇県消費生活センター紀南支所

☎0739(24)0999

【配偶者やその他親族からの暴力、性暴力被害等を理由に避難している方へ】

事情により令和2年4月27日以前に、田辺市に住民票を移すことができない方は、必要な手続をしていただくと、世帯主でなくとも、田辺市への申請を行い、給付金を受け取ることができる場合があります。

④男女共同参画推進室

☎0739(26)4936

個人・世帯向け

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯(所得制限超過により特例給付となっている方を除く。)に対する臨時給付金です。

■支給対象者 支給対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む。)の児童手当の受給者

■対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童が対象となります。

■給付額 対象児童1人につき1万円

■支給方法 一般支給対象者には児童手当登録

銀行口座に令和2年6月10日以降に振り込みます。

※一般支給対象者には5月7日付けで案内を送付しています。該当される方で、案内が届いていない方はご連絡ください。

■公務員について 所属庁より申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けた上で申請をしてください。

受付期間は令和2年6月1日⑤～11月30日⑥です。

⑤市民課 庶務年金係

☎0739(26)9925